

不燃・大型ごみを出す日

- ◇資源ごみ
1日(第1火曜日)
- ◇小型プラスチックごみ
8日(第2火曜日)
29日(第5火曜日)
- ◇燃えないごみ
15日(第3火曜日)
- ◇燃えない大型ごみ
22日(第4火曜日)
- ☆スプレー缶、卓上カセットボンベ等は必ず中身を使い切ってから穴をあけ、資源ごみとして出してください。
- ☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

- ◇平日
8:00~11:45
12:45~16:00
- ◇休日【3月20日(日)】
8:00~11:30
平日・休日とも搬入許可申請書が必要です。
- 入手方法**
・HP(御坊広域行政事務組合、市役所)
・窓口
(御坊広域清掃センター、市役所、市民サービスコーナー(名田))

御坊市内のペットボトル回収箱について

現在、御坊市ではごみの減量とリサイクル推進を目的とした「ペットボトル回収箱」を市内数ヶ所に設置しております。そこで回収されたペットボトルはリサイクルされ「おぼん」や「道路用マット」に生まれ変わっています。

回収箱に入れる時は、ペットボトルのキャップとラベルを取り、中をきれいに洗ってください。設置場所については「ごみ出しカレンダー」の下部に記載しております。市民の皆さんのリサイクルへのご協力をお願いします。

環境衛生課

☎0738-23-5506

御坊税務署からのお知らせ

令和3年分の確定申告をされた方へ

納期限は次のとおりです。振替納税を利用の方は事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

申告所得税及び復興特別所得税
3月15日(火)

消費税及び地方消費税(個人事業者)
3月31日(木)

問 御坊税務署
☎0738・23・0695

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。

時 3月17日(木)
10時~11時30分
13時~15時

場 市役所3階会議室

申 田辺年金事務所 お客様相談室
☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

電話予約方法

自動音声による案内が流れますので最初の案内で「プッシュボタン①」を押して、次の案内で「プッシュボタン②」を押してください。

または番号を押さず、自動音声案内終了後、職員が応答するまでお待ちください。

問 国保年金課
☎0738・23・5530

田辺年金事務所からのお願い

田辺年金事務所

市役所で開催している年金相談会とは別に田辺年金事務所にて年金相談を希望される方も、事前に田辺年金事務所に電話予約をお願いします。

問 田辺年金事務所 お客様相談室
☎0739・24・0432

国民健康保険に加入者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯主の方は、申請をお急ぎください。

対象要件

○要件1
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

○要件2

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

- ① 事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年の収入と比べて30%以上減少する見込みであること
- ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

対象となる保険税

- 普通徴収の場合
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの
- 特別徴収の場合
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日

払日が設定されているもの申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入が減少したことがわかる書類・事業・農業・不動産収入の方
令和3年分及び令和2年分確定申告書一式(申告書・収支内訳書等)
- ・給与収入の方
事業所より交付される令和3年分給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)
- ③ 休業補償による保険金や損害賠償等により補填された方は金額がわかる書類
(ただし、国や市から給付された支援金及び給付金は除く)

締 令和4年3月31日

※締め切りを過ぎるの受付はできませんのでご注意ください。

※申請内容に不正があった場合は、減免を取り消すこととなります。

問 国保年金課
☎0738・23・5530